

# 発注者の皆様へ



植木剪定料金についてのお知らせです。

植木剪定のご依頼を頂きまして有難うございます。

植木剪定につきましては、令和5年11月の剪定より、下記の通りの料金とさせていただきます。

内 容	区分	金 額	単 位
①	1 日	<b>14,000円</b>	1日 6 時間以内
②	半日	<b>7,000円</b>	半日 3 時間以内

1. 剪定料金は、一人あたりの料金です。
2. 剪定で出た枝・葉屑を袋に入れて片付けるまでが作業時間です。  
1日剪定の時は、昼の食事休憩を取らせて頂きます。
3. 北区シルバー人材センターでは、植木剪定で出たゴミの処分は行っておりません。剪定で出た枝・葉屑を袋に入れるか又はビニール紐で結束し、完了となります。そのため、45ℓ（厚さ0.03mm以上）ゴミ袋20枚程度とビニール紐（約6mm位の太さ）を御用意願います。
4. ゴミの出し方については、裏面を参照願います。
5. 雨天の場合、作業順延の場合があります。
6. ご不明の点がございましたら、事務局までお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 公益社団法人 北区シルバー人材センター

電話03-3908-8400

## 植木剪定ゴミ等の取扱いについてのお願い

令和4年1月より植木剪定等の際に出る、剪定ゴミや除草ゴミは、シルバー人材センターでは処理できなくなりました。

個人（発注者様）で可燃ゴミとして処理をしていただくようお願いいたします。

北区では一度に収集できるゴミは45リットルのゴミ袋で4袋までです。

剪定により発生した残りのゴミは数回に分けて収集日にお出し頂くことになります。

一度に4袋を超えるゴミを出す場合は有料となりますので下記のとおり、事前に清掃事務所にご相談ください。

なお、会社等の場合は「事業系」のごみとして処理をお願いいたします。

○北区清掃事務所（王子・赤羽地区） 03-3913-3141

○滝野川清掃庁舎（滝野川地区） 03-3800-9191

※家庭から出たゴミを自ら清掃工場や清掃事務所に持ち込むことは出来ません。